

土地区画整理審議会開催の報告

【第44回、45回 土地区画整理審議会】

開催日：①平成24年6月26日(火)
②平成24年9月26日(水)
出席委員：①17名
②14名

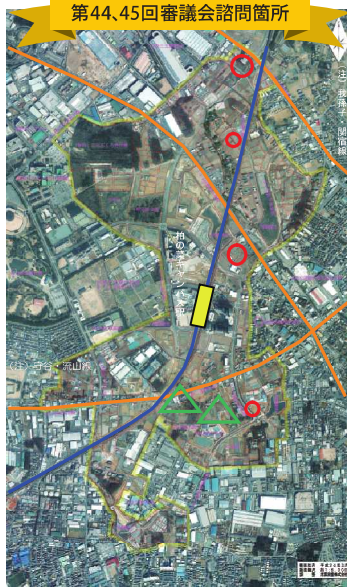
本年度におきましては、土地区画整理審議会が2回開催されました。

第44回では、第1号議案の仮換地指定についてにより、正連寺地区での十余二船戸線関連及び面整備関連に係るものをはじめ、若柴地区の高田若柴線の道路整備関連及び面整備関連の仮換地指定を諮問し、承認されました。

第45回では、第1号議案の仮換地指定についてにより、十余二地区の面整備関連で県道守谷流山線沿いに係るものをはじめ、小学校周辺整備の土地の仮換地指定を諮問し、承認されました。

これにより、現在までの仮換地指定率ですが、45%の進捗になります。

※右の写真に記載されている○の位置が第44回、△の位置が第45回の従前地の仮換地指定の諮問箇所になります。



お問い合わせ先

土地区画整理事業について、ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

※第三者からの問い合わせについては、個人情報保護のため、権利者の委任状の提示をお願いいたします。

《千葉県 柏区画整理事務所》

〒277-0871 柏市若柴160-1

管理移転課 04-7134-1211 (移転補償等)

換地課 04-7134-1247 (換地、建築に係る76条申請、区画整理だより等)

工務課 04-7134-1294 (宅地造成、道路整備、調整池工事等)

FAX 04-7134-1299

柏北部中央地区

千葉県柏区画整理事務所



第42号

平成24年12月発行

区画整理だより

十余二船戸線の整備状況のお知らせ

①十余二船戸線・駅南連絡線・14m区画道路の交差点供用開始

平成24年11月27日(火)、柏の葉キャンパス駅～柏の葉高校間の道路が開通しました。十余二船戸線との交差点には信号機が設置され、交差点での歩行者の横断が可能となります。この道路により、十余二、高田地区から駅へのアクセスが向上します。

14m区画道路は開通箇所より西側の区間についても、順次整備を進めてまいりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

※下の写真は開通後のものです。



②県道守谷流山線立体交差部の橋梁工事進捗及び橋梁名称決定について

十余二船戸線が県道守谷流山線と交差部では、現在、上部工その1工事において、上り線(つくばエクスプレス側)橋桁の架設を行っています。この橋の名称を「柏の葉橋(かしのわのははし)」と決定いたしました。

来年度は下り線側橋桁を上部工その2工事で架設し、平成25年度末の完成を目指しておりますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。



柏の葉キャンパス交番が開設されました！

地域の安全センターとして「安心・安全な街づくり」に寄与するため、「柏の葉キャンパス交番」が平成24年10月5日から業務開始されました。

6人の警察官が3個班に分かれ、常時2人(巡査部長1、巡査1)の警察官が24時間体制で勤務しています。



所在地 柏市若葉164番地3 中央153街区7
電話 04-7134-0295
※ 柏の葉キャンパス駅東口徒歩3分

宅内建柱の御協力のお願い

柏北部中央地区では、安全性・景観への配慮から、各家庭や事業所などに電力や電話などを供給するために必要な電柱を宅地内に設置する計画をしております。

電柱を宅地内に設置することにより「安全で住みよいまちづくり」が可能になりますので、皆様のご理解・御協力をよろしくお願いいたします。

電柱が路上に設置されると...

- ・電柱による死角が飛び出し事故の原因となる。
- ・電柱により道幅が狭められ、歩行者や自転車だけでなく、ベビーカーや車いすの交通の妨げになる。



宅地内に電柱を設置すると

電柱を宅地内に設置することの効果

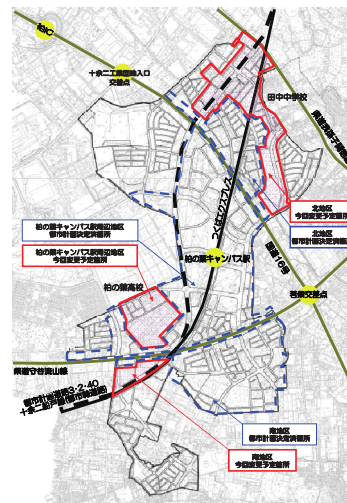
- ・道路での視野が広がり、歩行者や自転車などの通行がより安全になる。
- ・電柱への違法広告などが制御され、まちの美観が図れる。



【電柱設置の流れ】

皆様の宅地整備に併せて、NTT東日本(株)や東京電力(株)から具体的な宅内建柱の協議に伺いますので、ご協力をお願いいたします。

都市計画変更の説明会が実施されました



柏北部中央・「北地区」、「柏の葉キャンパス駅周辺地区」、「南地区」の3地区(位置図参照)の都市計画(用途地域、高度地区、地区計画)の変更・決定について、千葉県及び柏市にて合同説明会を平成24年9月23日(日)に開催しました。関係地権者様におかれましては、お忙しい中御出席いただきありがとうございました。

現在、柏市により手続きを進めており、平成25年4月頃都市計画決定する予定です。

詳細については、柏市役所都市計画課(04-7167-1144)までお問い合わせください。

今後とも、事業への御協力をよろしくお願いいたします。

都市計画変更対象エリア図

- ※赤枠が今回変更エリア
- 青枠が既決定エリア

換地課からのお願い！

1. 権利が変動した場合はお知らせください

当該土地区画整理事業施行地区内で、売買や贈与により土地や建物の所有権移転があった場合、所有権移転登記を行った後、出来るだけ早くお知らせください。届出用紙は、当事務所に用意してあります。

2. 建築行為等を行う場合はご相談ください

当該土地区画整理事業施行地区内では、事業が完了するまでの間(換地処分の日まで)土地区画整理事業上の障害となる恐れがある次の建築行為等を行う時は、許可が必要となります。事前に当事務所にお越しいただき、申請(土地区画整理法第76条申請)に事前相談を行っていただくようお願いいたします。

- ①建築物、その他の工作物の新築、改築及び増築
- ②土地の形質の変更(切土、盛土、土砂・瓦礫等の搬入たい積等)
- ③移転が容易でない物件(重量が5t超)の設置またはたい積

なお、事前相談の後、申請書をお渡ししますので、必要事項をご記入の上、柏市北部整備課へ申請書を提出していただけます。